

第 15 回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成 28 年 4 月 25 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡田 勝	3 番 廣瀬 康友	4 番 近重 良治
5 番 林 秀司	6 番 三浦 万人	7 番 串崎 利行	8 番 小川 明人
9 番 佐々岡常喜	10 番 大谷 数義	15 番 小松原常雄	16 番 三浦 寿紀
17 番 狹間 延雄	18 番 松山 純久	19 番 安床 俊雄	20 番 川方 耕治
21 番 岡堂 正顯	22 番 三明多佳志	23 番 原田 和義	24 番 神田 進
25 番 岡本 嗣喜	26 番 宮崎 龍生	27 番 渡辺 弘之	28 番 大屋 幸
29 番 渡邊 弘登	30 番 三浦 博文	31 番 岩地 正男	32 番 野上 省三
33 番 佐々木京子	34 番 玉田 一	35 番 埤本 徹夫	

2. 欠席委員

11 番 齋藤 久行	12 番 橋本 安延
13 番 小谷 保雄	15 番 小松原常雄
36 番 徳田 マスエ	37 番 岩田 功

3. 事務局出席職員

川神事務局長、河野農地係長、深ヶ迫主任主事
農林振興課農業振興係 森川主任主事

会 長 おはようございます。ただいまから第 15 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席は、

1 1 番 齋藤 久行委員 1 2 番 橋本 安延委員

1 3 番 小谷 保雄委員 1 4 番 岡本 健治委員

3 6 番 徳田 マスエ委員 3 7 番 岩田 功委員

以上 6 名 の方から欠席の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、2 番 岡田 勝委員 3 番 廣瀬 康友委員です。
よろしくお願いします。

会 長 議事に入る前に、事務局が発言を求めていますのでこれを許可します。

事 務 局 このたびの 4 月 1 日の人事異動により、深ヶ迫主任主事が 農業委員会事務局から異動になり、その後任として柴田主任主事が就任しました。なお、柴田主任主事につきましては、体調不良により、5 月末まで休暇を取っておりますので、報告いたします。なお、農林振興課で農地中間管理機構等の業務をしていました佐々木にかわりまして森川主任主事が担当いたしますので報告いたします。それでは、深ヶ迫主任と森川主任より一言ごあいさつ申し上げます。

事 務 局 (深ヶ迫主任主事)

農業委員会の深ヶ迫です。この春の人事異動に水道部管理課管理第 2 係に異動になりました。農業員会で 2 年間お世話になりました。農業委員の皆様には色々とお世話になりました。

事 務 局 (森川主任主事)

佐々木の後任をいたします、森川です。よろしくお願いします。

会 長 では、議事に入ります。

議第 1 号、のうようち りようしゅうせきけいかく農用地 利用集積計画の策定について、議決を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法^{きばんきょうかそくしんほう} 第18条 第1項の規定により、

農用地 利用集積計画の策定について 審議のうえ 農業委員会の議決をいただきたいと思います。

事務局

(河野係長)

事務局

それでは、お手元の方に農用地利用集積計画（案）それから、利用集積計画一覧表の方をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。

今回申し出のございました利用権設定は、**62件 189筆 271,503㎡**となっております。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は今月末を予定しており、利用権設定については開始日を5月1日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

第15番

(小松原常雄 委員)

弥栄の〇〇さんの利用権設定が今回沢山出てきていますが、新規とはどう言うことですか。

事務局

詳しいことが分らないですが、確かに〇〇さんは3月で切れています。そして中間管理機構を利用するとかしないとかの話は聞いておりました。が結局5月から円滑化団体の事業を利用されることになったと思われます。

3月で一回終わっているので新規と言うことになります。

第15番 (小松原常雄 委員)

そういうことではなく、4月の空白期間1カ月はどうなるのかと聞いているのです。4月は農繁期なので、契約してなくても、農作業を何もしないわけにはいかな

事務局 確かに4月の1カ月は空白になっていますが、実際には作業はされています。

しかし、両者の合意ですでに今年も継続して利用権設定をすることは決まっていますので問題ないと認識しています。

第15番 (小松原常雄 委員)

よくわかりませんが、まあいいです。

会 長 他にございませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~全委員 挙手

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請についてご説明いたします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料 3 ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及び A 3 版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料 4 ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、上府町、外 1 筆の畑、合計 599 m²です。場所は、旧上府小学校から 約 100m 東 の 上府町 三宅町内 です。この申請は、譲渡人が 譲受人に対し 譲受人が 売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は 40 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

2号について説明します。申請地は、資料 5 ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、宇野町の田、1,394 m²です。場所は、宇野公民館から 約 450m 北東の 宇野町 南地区です。この申請は、自作地拡張のため 申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は 77 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

すべての案件について、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上2件です。

会長

ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号、お願いします。

第28番

(大屋 幸 委員)

	はい。28 番大屋です。事務局からの説明のとおりです。よろしくお願いします。
会 長	2 号、お願いします。
第 4 番	(近重 良治 委員) はい。4 番の近重です。先程事務局から説明のとおりで、問題ないと思います。 よろしくお願いします。
会 長	以上で、第 3 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。
委 員	(ありませんの声) では採決に入ります。 大屋委員、退席をお願いします。
第 2 9 番	(大屋 幸 委員) 退室 第 3 条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。 大屋委員は入室してください。
第 2 9 番	(大屋 幸 委員) 入室
会 長	続きまして、議第 3 号、転用 ^{とうせいがい} 統制外 証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、転用^{とうせいがい}統制外 証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね^{おおむね}20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号・2号は、資料7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、三隅町矢原の田、外6筆の田、合計3,064㎡と 同じく矢原の畑、外10筆の田畑、合計5,154㎡です。場所は、松柄公民館から 約600m西の 三隅町矢原 松柄地区 です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

3号・4号・5号は、資料8ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、三隅町矢原町の田、783㎡と 同じく矢原の田、2,031㎡と同じく矢原の田、外1筆の田、合計3,458㎡です。場所は黒沢郵便局から約1km南西の 三隅町矢原郷地区 です。当該申請地は、平成8年以前より耕作放棄され、現在は原野化しています。

6号は、資料9ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、大金町、の田、合計100㎡です。場所は、旧有福小学校から 約400m南の 大金町大津町内 です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

転用^{とうせいがい}統制外証明願は、以上6件です。

会長

ただ今、事務局から転用^{とうせいがい}統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号～5号、お願いします。

第27番

(渡辺 弘之 委員)

はい。27番の渡辺です。事務局と一緒に現地確認をいたしました。特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

会長

6号、お願いします。

第4番	(近重 良治 委員) はい。4番の近重です。先程事務局から説明のとおりで、問題ないと思います。よろしくをお願いします。
会 長	以上で転用^{とうせいがい}統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。 ございませんか。
第16番	(三浦 寿紀委員) 4号と5号についてですが、の田は資料では2031㎡ですが写真では2081㎡となっています。また、写真で番地の記述が2つありますが、どちらかが〇〇番地ではないでしょうか
事 務 局	すみません。写真の方の資料が間違いで〇〇番の面積は2,031㎡が正しいです。 また、5号申請の写真の資料は1563㎡の方が△△番です。
会 長 委 員	転用^{とうせいがい}統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。 ～挙手 多数
会 長	ありがとうございました。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。
会 長 事 務 局	続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。 それでは、農地利用目的変更届について報告いたします。 農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。 それでは、農地利用目的変更届について報告いたします。 農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。

1号について説明します。資料11ページ、図面番号⑥をご覧ください。届出地は、三隅町古市場の田、622㎡です。場所は、中組集会所から約200m南の三隅町古市場 中組地区 です。この届けは、田を、畑として利用するものです。

2号・3号について説明します。資料は先程の資料8ページ、図面番号④をご覧ください。届出地は、先程の場所と同じ三隅町矢原、の田1,918㎡と同じく矢原の田、1,431㎡です。この届けは、田を、畑として利用するものです。

以上、報告します。

会 長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

ございませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 では報告を終わります。

会 長 その他事務局からありましたらお願いします。

事 務 局 別添、事務連絡資料をご覧ください。

1点目は「利用意向調査」についてです。先般皆様にご協力いただき、3月末に385筆、211名の方に平成27年度の利用意向調査を発送しました。

皆様にも相談があったことと思いますが、事務局にも約50件くらいの電話での問い合わせがありました。想像していましたがやはり、何のことか分からないという意見が多く、あとはと管理(草刈)はしているという意見が多かったです。

今後、この結果に基づき、8月からの農地パトロールに合わせ、事後確認をしていただき、11月には勧告の手続をしていくことになります。また、新聞でもごらんいただいた方もおられると思いますが、浜田市は島根県で一番耕作放棄地が(B分類)が多いことになっており、公式にはH27年度浜田市では約3000筆の意向調査対象地(A分類)があったことになっております。しかし、再度皆様確認した結

果、A分類は385筆になり、ほとんどは農地か非農地だったことになりました。これが正しいということになると今までの調査は何だったかということにもなり、また浜田市は県内でも一番A分類が少なく、一番B分類が多いことになり、極端なことになります。通常、耕作せず、管理をしなくなって、何年かはA判定、それからB判定になり、Bになったら、もう戻ることは決してないというのが建前です。

当然、今年度のパトロールはこの結果を踏まえたものでないと、つじつまが合いませんし、先般も話しましたが、今年から、台帳の全国一元化に伴い、すべてのデータを国に提出しますので、悪い意味で嘘がつくことができません。

2点目は5月の総会日程の変更についてです。

当初、5月の総会は27日金を予定していましたが、全国農業委員会長集会の関係で30日（月）に変更します。

最後に運営協議会メンバーの方は、総会終了後、お残りください。

なお、農地中間管理事業事例集をお配りしておりますので植本さんより報告してもらいます。

事務局からは、以上です。

会 長

そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。

ほかにありませんか。

以上を持ちまして、第15回総会を終了します。

終了 午前11時3分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員